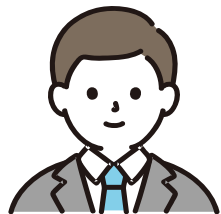


住民税の課税状況の確認方法

市民税・県民税の課税状況については、次の書類から確認することができます。



会社などにお勤めの方

”給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書”

をご確認ください

(5月中旬頃から勤め先宛てにお送りしています。お手元がない方は勤め先にお問い合わせください。)



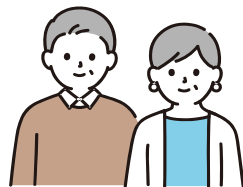
給与天引きではない方
年金天引きの方など

”市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額決定通知書”

(※1)をご確認ください

(6月上旬頃から納税義務者本人宛てにお送りしています。)

(※1) 給与天引きでない非課税の方、申告等が済んでいない方には納税通知書は送付されません。



通知書を紛失してしまった方
届かない方など

”課税(所得)・非課税証明書”

で確認ができます(※2)

(市役所1階窓口サービス課・各行政センター・市民サービスセンター(役所屋各店)で発行(※3)することができます。)

(※2) 転出入・未申告の場合など、課税情報が確認できず、本市で証明発行ができない場合があります。

1月1日時点で横須賀に住居登録がない方は、住民登録のある市区町村にお問い合わせください。

(※3) 発行手数料(300円)がかかります。

(例) 住民税非課税の場合

税	市	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		0
	県	均等割額⑦		0
		税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		0
		均等割額⑦		0
		森林環境税額⑧		

所得割額・均等割額が0もしくは空欄になっています

(例) 住民税均等割のみ課税の場合

税	市	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		0
	県	均等割額⑦	3	000
		税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥		0
		均等割額⑦	1	300
		森林環境税額⑧		

所得割額が0もしくは空欄で、均等割額に1円以上の金額が記載されています
※定額減税により、0もしくは空欄となる場合もございます

(例) 住民税所得割課税の場合(今回の給付金の対象外です)

税	市	税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥	1	14000
	県	均等割額⑦	3	000
		税額控除前所得割額④		
		税額控除額⑤		
		所得割額⑥	7	6000
		均等割額⑦	1	300
		森林環境税額⑧		

所得割額・均等割額にいずれも1円以上の金額が記載されています